賃上げ加速化緊急支援金

【募集要領】

令和８年１０月３０日時点

本要領は令和８年 10 月 30 日時点のものであり、申請開始（令和８年 12 月１日予定）までに一部変更する可能性があります。
申請に当たっては必ず最終の募集要領（令和８年 11 月下旬掲載予定）をご確認ください。

山梨県 総合県民支援局 働く人・働き方支援課

１　目的

中小企業等の賃上げを促進するため、従業員の賃金を一定額以上引き上げた中小企業者等に対し、予算の範囲以内で、支援金を交付します。

２　支援対象者

次の（１）（２）のすべてに該当する者となります。

（１）賃金引上げ計画を策定する者、又は賃金を引き上げた者

対象労働者※の時間当たりの賃金を令和８年８月２８日（金）から令和９年６月３０日（水）までに１，１１３円以上とし、かつ５０円以上引き上げるとともに、引き上げ後の賃金を６箇月継続して支払う必要があります。

※労働者…労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の適用を受ける労働者（詳細は P6 を参照）

（２）次のすべてに該当する者

イ　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者の範囲で事業を営むものであって、法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条に規定する法人のうち、公益法人等（宗教法人を除く。）、協同組合等及び普通法人に該当するものであること。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

・構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）
・特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの（後援会等）
・特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）
・山梨県の出資法人
・法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体
・みなし大企業
・運営費の大半を国又は地方公共団体から得ている（交付金、補助金、助成金、委託料等）法人

ロ　県内に本社若しくは主たる事業所があること又は支店若しくは営業所等の事業所が県内にあること。ただし、県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている場合を除く。

ハ　県内の事業所に常時使用する労働者を１人以上雇用していること。

ニ　豊かさ共創スリーアップ実践企業の認証を受けていること（申請中も含む）。

ホ　山梨県税に未納がないこと。

ヘ　過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。

ト　過去５年間に重大な法律違反等がないこと。

チ　風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。

リ　山梨県暴力団排除条例（平成２２年山梨県条例第３５号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。

ヌ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等に基づく再生または更生手続きを行っている者ではないこと。

ル　個人事業主にあっては、山梨県内の管轄税務署へ開業届を提出していること。また、中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者の範囲で事業を営むものであって、ロからヌまでの全ての要件に該当すること。

○当支援金の対象となる中小企業

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たす者）	
	資本金額または出資額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	３億円以下	３００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
サービス業	５，０００万円以下	１００人以下
小売業	５，０００万円以下	５０人以下

※常時使用する従業員とは、労働基準法第２０条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から⑤に該当しない者とする。

①会社役員又は個人事業主

②日々雇い入れられる者

③２ヶ月以内の期間を定めて使用される者

④季節的業務に４ヶ月以内の期間を定めて使用される者

⑤試用期間中の者

○みなし大企業

（ア）発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業事業者

（イ）発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業事業者

（ウ）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業事業者

（エ）発行済株式の総数又は出資金額の総額を上記（ア）～（ウ）に該当する中小企業事業者が所有している中小企業事業者

（オ）上記（ア）～（ウ）に該当する者の役員又は職員を兼ねている者が、役員の全てを占めている中小企業事業者

（カ）確定している（申告済みの）直近過去３年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が１５億円を超える中小企業事業者

３　申請期間、申請回数

（１）申請期間

令和８年１２月１日（火）から令和９年６月３０日（水）まで

※本支援金は総額２０億７９００万円の予算を確保していますが、申請受付は先着順のため、交付申請額が予算額を超過した場合には、申請期間中であっても途中で受付を終了する場合がありますので御了承ください。

※申請期間中に予算額に達した場合は交付決定できない、若しくは要綱第３条第２項により算出した支援額より少ない金額で交付決定する場合があります。

（２）申請回数

本支援金は上記期間中、１事業者１回限り申請することが可能です。

※複数の事業所を有する場合はまとめて申請いただきます。

＜申請にあたっては行政書士への依頼をご検討ください！＞

県では、中小企業者等の生産性向上を図るため、県の補助金等を活用する際に行政書士へ申請手続きを依頼する場合、その費用の一部を支援しています。

詳細は下記 URL をご覧ください。

URL：https://www.pref.yamanashi.jp/shouko-kik/shinnseisapo-to.html

４　支給額

（１）支給単価及び上限額

本支援金の支給単価及び上限額は次の区分表のとおりです。

○支給区分表

区分	引上げ額	支給単価		上限額
		正規雇用労働者 １人当たり	非正規雇用労働者 １人当たり	
A	50～64 円	40,000 円	20,000 円	400,000 円
B	65～74 円	50,000 円	30,000 円	500,000 円
C	75～99 円	60,000 円	40,000 円	800,000 円
D	100 円～	70,000 円	50,000 円	1,000,000 円

支援金の支給額は、次の額のうち、いずれか低い額とします。

（１）支給区分表に定める区分ごとの引上げ額に応じ、それぞれの区分の引上げ労働者数に一人当たり単価を乗じて得た額の合計額

（２）引上げ労働者数が最も多い区分の上限額（当該区分が二以上ある場合にあっては、そのうち引上げ額が最も大きい区分の上限額）

※支給額の算定は、「賃金引上げ対象労働者一覧表兼支給額計算シート（交付要綱様式第１号の３）」を御活用ください。

※全従業員の賃金を引き上げる必要はありません。

【算定例１】

・従業員１０人、うち賃上げ対象者　正規０人、非正規８人、計８人

・非正規８人を６１円引き上げ・・・Ａ区分

○賃上げの状況（人数）

区分	A	B	C	D
正規	0	0	0	0
非正規	8	0	0	0
計	8	0	0	0

支援対象積算額		支援上限額
１６０，０００円	＜	４００，０００円

交付申請額（支給額）

１６０，０００円

【算定例２】

・従業員３０人、うち賃上げ対象者　正規４人、非正規１５人、計１９人

・正規４人を６５円引き上げ・・・Ｂ区分

・非正規６人を６１円引き上げ・・・Ａ区分

・非正規６人を７０円引き上げ・・・Ｂ区分

・非正規３人を７５円引き上げ・・・Ｃ区分

○賃上げの状況（人数）

区分	A	B	C	D
正規	0	4	0	0
非正規	6	6	3	0
計	6	１０	3	0

区分Ｂが最も引き上げ人数が多いため、区分Ｂの上限額を採用

支援対象積算額		支援上限額
６２０，０００円	＞	５００，０００円

交付申請額（支給額）

５００，０００円

【算定例３】

・従業員２０人、うち賃上げ対象者　正規１０人、非正規５人、計１５人

・正規１０人を５０円引き上げ・・・Ａ区分

・非正規５人を１００円引き上げ・・・Ｄ区分

○賃上げの状況（人数）

区分	A	B	C	D
正規	１０	0	0	0
非正規	0	0	0	5
計	１０	0	0	5

区分Ａが最も引き上げ人数が多いため、区分Ａの上限額を採用

支援対象積算額		支援上限額
６５０，０００円	＞	４００，０００円

交付申請額（支給額）

４００，０００円

【算定例４】

・従業員４０人、うち賃上げ対象者　正規７人、非正規７人、計１４人

・正規７人を７０円引き上げ・・・Ｂ区分

・非正規７人を６０円引き上げ・・・Ａ区分

○賃上げの状況（人数）

区分	A	B	C	D
正規	0	7	0	0
非正規	7	0	0	0
計	7	7	0	0

区分Ａ、Ｂが同数のため、引き上げ額の大きい区分Ｂの上限額を採用

支援対象積算額		支援上限額
４９０，０００円	＜	５００，０００円

交付申請額（支給額）

４９０，０００円

○賃金の算定について

事業場内最低賃金の算定方法は、地域別最低賃金と同様の考え方で、最低賃金法第４条及び同法施行規則第１条ないし第２条の規定により算定されます。

＜例＞　① 時間給制の場合…時間給

② 日給制の場合…日給÷１日の所定労働時間

③ 月給制の場合…月給÷１か月平均所定労働時間

次の賃金は参入しません。

・臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

・１箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
・所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
・所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
・午後１０時から午前５時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
・精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
①～③を組み合わせている場合は、①～③の時間あたりの金額を合算して算出します。
＜例＞　時給1,000 円、食事手当日額400円、役職手当月額4,000 円、通勤手当2,000 円
1日所定労働時間8時間、1 か月平均労働時間120 時間の場合
1,000 円＋400 円÷8 時間＋4,000 円÷120 時間＝1,083 円※通勤手当は算入しない

○賃上げ対象者

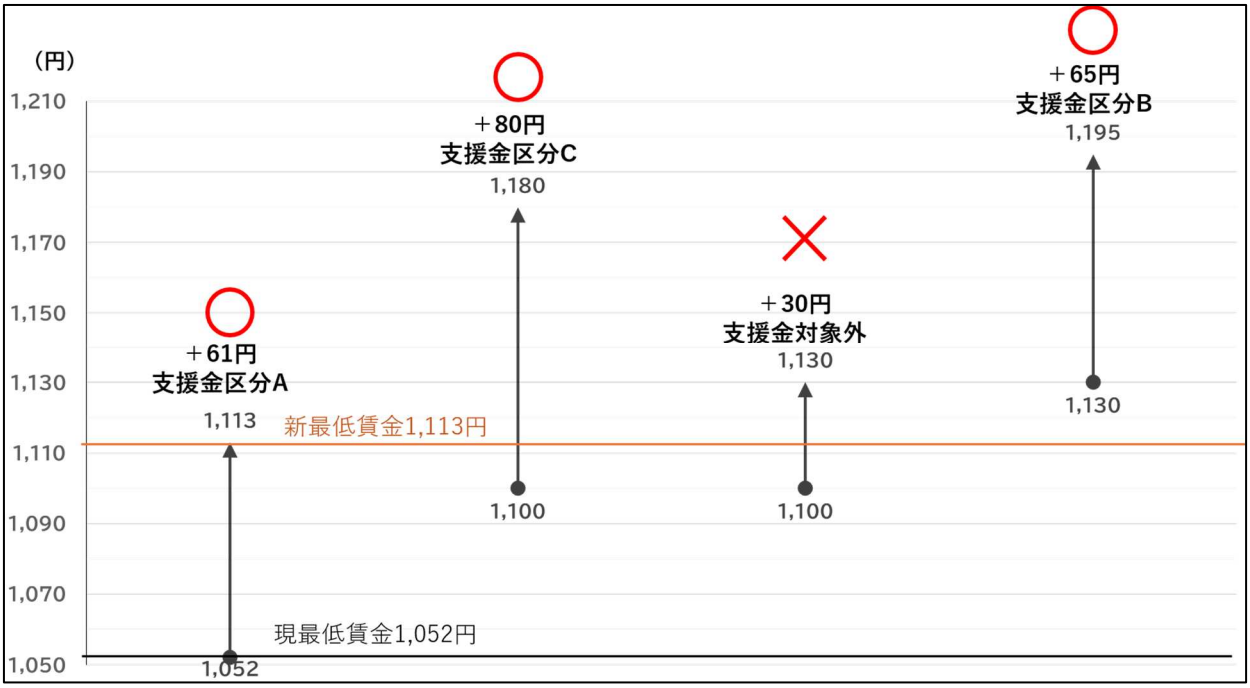
・賃上げ対象者の引き上げ後の賃金が１，１１３円以上で、かつ５０円以上引き上げる必要があります。
・引き上げ前の賃金が１，１１３円以上の方であっても、５０円以上引き上げる場合は対象となります。
・対象となる労働者は、労働基準法の適用を受ける労働者のため、同居の親族のみを使用する事業や家事使用人は対象外です。また、会社役員又は個人事業主、日々雇い入れられる者、２ヶ月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に４ヶ月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者も対象外です。
・非正規雇用労働者については、次の方法で算定した額が支給区分表の各区分の支給単価以上となる者が対象となります。したがって、交付申請時に対象として見込まれた労働者が、実績報告時に条件を満たさない場合には対象外となる可能性もありますのでご注意ください。
＜非正規雇用労働者の算定式＞
賃上げによる６ヶ月の企業負担額＝対象労働者の賃金引上げ額×6 ヶ月の勤務時間数
【対象になる場合】

賃上げによる６ヶ月の企業負担額　≧　対象労働者の支給単価

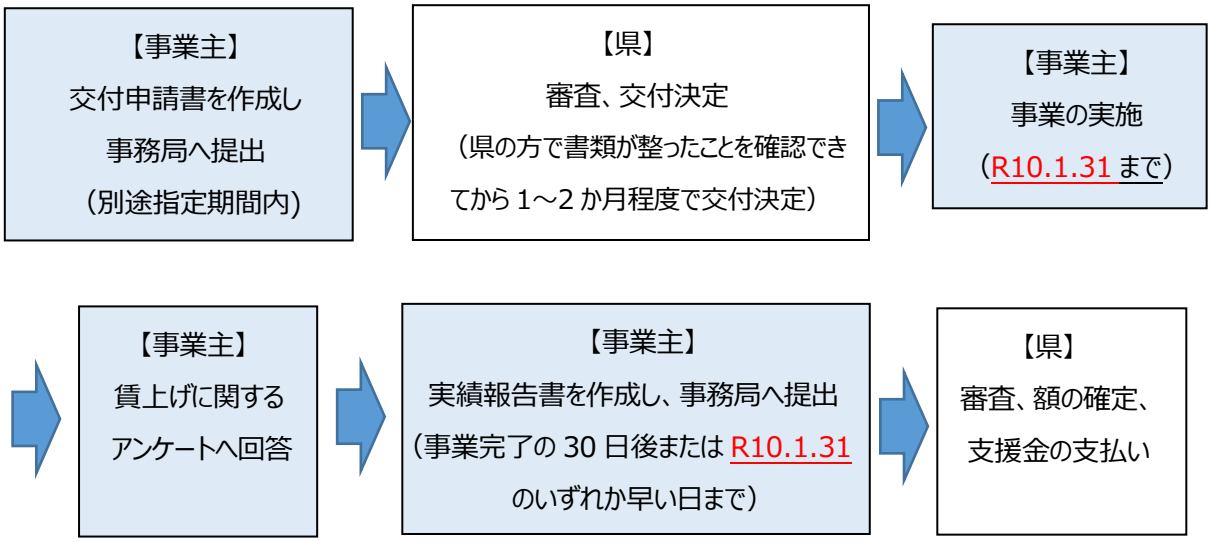
例１）非正規雇用労働者 A（6 ヶ月の勤務時間 480 時間）の賃金を 50 円/時間引き上げた場合
賃上げによる 6 ヶ月の企業負担額＝50 円/時間×480 時間＝24,000 円
賃上げによる 6 ヶ月の企業負担額 **24,000 円**　＞　支給単価 **20,000 円**　⇒　対象

例２）非正規雇用労働者 B（6 ヶ月の勤務時間 360 時間）の賃金を 50 円/時間引き上げた場合
賃上げによる 6 ヶ月の企業負担額＝50 円/時間×360 時間＝18,000 円
賃上げによる 6 ヶ月の企業負担額 **18,000 円**　＜　支給単価 **20,000 円**　⇒　対象外

（対象者の考え方）



５　交付申請から支援金支払までの手続の流れ



※ここでいう「事業」とは、50 円以上引き上げた賃金を対象労働者に対し 6 ヶ月間支払うことであり、「事業完了」とは、6 ヶ月間の支払いが完了することを指します。

６　申請資格・要件

次の各号の要件に該当する場合は、審査の対象から除外、または交付決定の取り消しや変更を行います。

（１）本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（２）支援事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

（３）支給対象事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、支援事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（４）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

（５）以下のいずれかの事実が認められた場合

イ　当該事業所の労働者を解雇した場合（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。）

ロ　その者の非違によることなく勧奨を受けて又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合

ハ　当該事業所の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合

ニ　所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引き下げた場合

７　申請書の提出

支援金交付を希望される方は交付申請書等を作成し、事務局に提出してください。様式は山梨県のホームページからダウンロードできます。

山梨県　賃上げ　支援金　検索

（１）申請期間　令和８年１２月１日（火）から令和９年６月３０日（水）まで

（２）支援金交付申請に必要な書類　（ケ～サは該当の場合のみ）

ア）交付申請書（様式第１号）

イ）事業計画書（様式第１号の２）

ウ）賃金引上げ対象労働者一覧表兼支給額計算シート（様式第１号の３）

エ）誓約書（様式第１号の４）

オ）県税に未納がない旨の証明書

カ）豊かさ共創スリーアップ実践企業の認証書の写し（認証未取得の場合は認証審査受付メールの写し）　※認証については、アドバンス・プレミアムどちらでも可

キ）賃金引上げ対象労働者に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し

ク）賃金引上げ対象労働者の賃金引上げ前（直近）１ヶ月分の賃金台帳の写し

ケ）履歴事項全部証明書（発行から６カ月以内のもの）　※法人の場合

コ）直近の確定申告書（第一表、第二表）及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し（電子申告の場合は受信通知の写し）
開業したばかりで確定申告の実績がない場合は開業届の写し　※個人事業主の場合

サ）その他知事が必要と認める書類

（３）提出方法

次のあて先に郵送又は上記ア）からサ）までを順番どおりにPDF化し１つのファイルにまとめた書類をメールで送信してください。 なお、ウ）についてはエクセルでも提出してください。

【提出先】

申請受付は１２月１日からとなります。 事務局が決まり次第、提出先を記載します。

８　事業の実施

策定した事業計画に基づき、対象労働者の賃上げを行い、6ヶ月間の支払いを実施してください。

○賃金引上げの実施について

・本支援金の対象となる賃上げは、令和８年８月２８日から令和９年６月３０日までに賃上げを開始したものが対象となります。また、引上げ後の賃金を６箇月継続して支払うことが条件となりますので、原則として６箇月目の支払いが事業実績報告書の提出日までに完了する必要があります。

・賃上げを上記期間中に複数回実施する場合も対象としますが、最後の引上げ後の賃金を６箇月支払う必要があります。また、基準となる賃金引上げ前の賃金と最後の引上げ後の賃金とを比較する必要があるため、通常よりも長い期間の賃金台帳の提出を求める場合もあります。

・交付申請書は賃上げ適用日の２箇月前から提出できます。ただし、交付申請日よりも前に賃上げ済の場合はこの限りではありません。

※賃上げ適用日が２箇月以上先にもかかわらず、２箇月よりも前に交付申請書が提出されても受理できません。（例：賃上げ適用日がR9.5.26だが交付申請をR8.12.10にした場合など）。これは支援金の先取りを防ぎ、申請の公平性を確保するため、また、労働者が賃上げの恩恵を早く享受できるようにするための措置でありますので、御理解願います。

・正規労働者と非正規労働者で賃上げのタイミングが異なる等の場合で、どちらも本支援金の対象としたい場合には、賃上げのタイミングが遅い方の賃上げ適用日を基準として交付申請してください（遅い方の賃上げ適用日は交付申請日の２箇月以内に設定）。

・賃上げ対象労働者のうち、６箇月の支払いが確認できない方（自己都合退職や定年退職等により雇用継続がない方など）は支援金の交付対象外となります。また、非正規雇用労働者はＰ７「賃上げ対象者」に記載の条件を満たさない場合は実績報告時に対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

・賃金額の引上げは、事業者都合による所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少による月当たり賃金の引下げ　を伴わないものとする必要があります。

・令和８年１１月１日より山梨県最低賃金は１，１１３円が適用されます。労働者の時間当たりの賃金が１，１１３円を下回っている場合には対応している必要がありますのでご注意ください。

なお、交付決定通知書の支援金額や事業計画の内容などが変更となる場合は事前の承認が必要となる場合がありますので、あらかじめご相談ください。

９　アンケートへの回答

本支援金に申請する事業者の皆さまには、賃上げに対するアンケートに回答いただきます（回答は必須）。

アンケートは賃上げの影響、事業者の取り組みや課題、労働者の仕事への意欲変化などを問うもので、賃上げの状況把握と今後の施策検討等に活用する予定です。なお、アンケートの回答内容が支援金額に影響することはありません。

アンケートは電子フォームから回答いただきます。交付決定後、順次、交付要綱様式第１号の２に記載のメールアドレスにＵＲＬをお送りしますので、お早めに（遅くても実績報告書の提出まで）に回答をお願いします。回答を確認した後、実績報告書の審査を行います。

１０　実績報告書の提出

事業完了後３０日を経過する日または令和１０年１月３１日のいずれか早い日までに、県に実績報告書を提出してください。

様式は山梨県のホームページからダウンロードできます。

山梨県　賃上げ　支援金　　検索

（１）　支援金実績報告に必要な書類（エとカは該当の場合のみ）

ア）実績報告書（様式第６号）

イ）事業完了報告書（様式第１号の２）

ウ）賃金引上げ対象労働者一覧表兼支給額計算シート（様式第１号の３）

※同エクセルの「非正規労働者の対象者確認シート」も併せて添付すること

エ）豊かさ共創スリーアップ実践企業の認証書の写し

※交付申請時に提出していない場合

オ）賃金引上げ対象労働者の賃金台帳の写し（引上げ前１ヶ月及び引上げ後６ヶ月）

カ）その他知事が必要と認める書類

（２）　提出方法

次のあて先に郵送又は上記ア）からカ）までを順番どおりにPDF化し１つのファイルにまとめた書類をメールで送信してください。 なお、ウ）についてはエクセルでも提出してください。

【提出先】

申請受付は１２月１日からとなります。 事務局が決まり次第、提出先を記載します。

11　注意事項

【他補助金等との併用について】

・本支援金と厚生労働省（山梨労働局）が令和８年度から令和９年度までの期間に実施する「キャリアアップ助成金」で交付を受けた公金について、同一の使途でないことを条件に併用可能です。

・その他行政機関の補助金等も同様の扱いです。

【支援金交付の申請】

・申請に係る一切の費用は申請者自身の負担となります。

・提出された書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

・必要に応じて別途追加資料の提出をお願いする場合がありますのでご承知ください。

【支援事業変更】

・軽微か重要かを問わず、変更が生じそうな場合は、早めにご相談ください。

次のいずれかに当てはまる場合は、重要な変更として県の変更承認が必要となります。

＜重要な変更（県の変更承認を必要とする変更）＞

ア）本支援金の増額に係る変更

イ）交付目的の達成に支障が生じるおそれのある事業計画の変更

ウ）支援事業の実施期間の延長（事業者の責めによらない場合は除く）

エ）本支援事業の中止又は廃止

【支援金の支払等】

・支援金は、対象労働者に引上げ後の賃金を６ヶ月支払い、支給金額が確定した後の精算払となります。

・支給対象事業者は、支援金の交付対象となった賃上げの事実を証するすべての関係書類は、支援事業終了の年度の翌年度から起算して５年間、整備保管しておく必要があります。

【その他】

・提出書類は、山梨県情報公開条例（平成１１年山梨県条例第５４号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となります。

・本支援金の申請に当たり山梨県へ提出した情報及び本支援金の交付実績に関する情報について、本支援金の審査、交付及び確定検査等の事務に利用されるほか、次の目的のために山梨県庁内の関係部署が利用することに同意いただきます。

1　豊かさ共創スリーアップ認証企業の現状把握及びフォローアップ

2　県産業施策の企画立案

なお、当該情報は、上記目的以外には利用せず、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に基づき適切に管理します。